

栄東まちづくり協議会 11 月協議会 議事録

日 時：2024 年 11 月 7 日（木）18:00～19:40 場 所：栄東まちづくり協議会会議室

出席者：野田、田端、辻本、谷澤、近藤、江口、小澤、藤井、池田、渡邊、山岡、鈴木、只井

●定足数及び議事録署名人の確認

13 人中 13 人の出席で栄東まちづくり協議会規約第 10 条第 2 項の規定（在籍委員の過半数の出席）により有効に成立、議事録署名人は小澤委員と谷澤副会長とする。

■議題

1. 防犯事業 防犯カメラの整備について

防犯事業 防犯カメラの整備について資料の通り説明した。

＜審議事項＞ 防犯カメラの整備について、資料記載の方針案に基づいて今後の整備を進めることと、資料記載の内容に基づいて今年度の整備を進めることが全員一致で承認された。なお、必要と見込まれている予算の修正は 12 月協議会で審議することとする。

（質問、意見及び回答）

【2024 年度の整備について】

- ・ 予算が足りない状況であれば、更新地点 7 か所を全て新しい防犯カメラに更新するのではなく、一時的な延命措置かもしれないが、別の地点で稼働している閲覧回数が少ない防犯カメラを移設してはどうか。

→経費を削減する一つの案だと考える。

一方で、現行の仕様の防犯カメラを移設する場合、画像閲覧に係る高所作業は必要となるため、今年度の更新地点は東栄通及び武平通という交通量も多く、警察等からの画像照会要請が多い地点であり、高所作業に係る安全面及び事務局負担の軽減と予算削減のどちらを優先するかがポイントとなる。

- ・ 防犯カメラの予算については、今後できるだけ縮小するという方針を以前決定したため、お金をかけずに済む方法をとるべきではないか。

→栄 5 丁目に設置されている数量の最も多い防犯カメラは 2017 年度に設置したものであり、防犯カメラの一般的な耐用年数は約 5 年であると業者より聞き取っているところ、録画不良等故障や不備も増えてきている。そのため、経費をかけて移設し、その後すぐに故障した場合に新しい防犯カメラに更新する費用が発生する場合も考えられる。

そのため、7 か所を更新整備する場合と既設防犯カメラを移設する場合のメリット・デメリットと費用を精査し 12 月協議会で説明するため、審議いただきたい。

（*事務局より会議後の補足：新しい防犯カメラへの更新の代わりに別の地点の防犯カメラを移設する案について、更新地点にはそもそも既設防犯カメラが設置されているため、画角等の観点からも別の地点から移設する必要はない。そのため、既設防犯カメラを移設する場合のメリット・デメリットと経費の精査を行い、12 月協議会で説明する）

【防犯カメラ設置の効果について】

- ・ 予算の投資効果があればよいと思う。防犯カメラの画像を閲覧できるのは基本的には警察だけか。
 - 公共の場を映す防犯カメラに関しては個人のプライバシーにも関わるため、名古屋市のガイドラインに沿って運用しており、警察等から法令に基づいたり、捜査目的による要請を受けた場合に照会文書を提出していただいたうえで、画像を閲覧・提供できる。2022 年度以降に画像を閲覧したのは警察、環境事業所、税関、麻薬取締部である。
- ・ カメラの設置によって地域の治安維持ができているといった成果報告は警察等からはないのか。
 - 警察からの報告はないが、警察に対しては防犯カメラを設置した 2017 年度から現在までの栄東地域と中区全体の犯罪発生件数及び内容の推移等の情報提供を依頼しており、それにより必ずしも効果・成果を検証できるものではないかもしれないが、情報収集をする予定である。資料の「2. 事業評価での改善策」にも記載している通り、以前から整備場所の精査や事業の評価に係り、警察との協力や犯罪件数・警察照会件数の推移について言及いただいている。警察に確認したところ、犯罪件数と内容は栄 4 丁目・栄 5 丁目毎に情報提供できるが、犯罪発生地点については被害者のプライバシー保護の観点から提供できないとのことであった。そのため、単純に犯罪発生地点の情報を基に更新場所を精査することはできないものの、来年度以降は閲覧回数が平均以下の地点の防犯カメラが設置されている街路灯が整備対象となる予定のため、閲覧回数や警察からの助言、各町内会の意向も踏まえて検討していきたい。

【不法投棄等に係る防犯カメラの画像閲覧について】

- ・ 来年度の事業要望について栄東発展会で検討している中で、ごみの不始末の問題に関して、不法投棄の現場を押さえて、その画像を所管の行政の方に見てもらい注意等対応をしていただくことができないかという意見が出ている。
 - 2022 年度に環境事業所が不法投棄の関連で画像を閲覧したいという要望があり、運営会議でも検討し、法令に基づいていることを確認のうえ文書も提出していただき、画像閲覧とデータ提供をした。そのため、不法投棄の場合は環境事業所に申し出ていただくのがよいと思われる。

【廃棄する防犯カメラの地域への譲渡について】

- ・ 廃棄する防犯カメラを各町内で欲しいという人がいた場合、譲渡してもらうことは可能か。町内にある公園（どんぐりひろば、児童遊園地）で、不法投棄等の問題があるため、ダミーでもいいから付けられると有難い。
- ・ 地域が管理するどんぐりひろば等に防犯カメラをそもそも設置できるのかについては所管する子ども青少年局に確認しないと不明である。池田公園等都市公園には防犯カメラは設置できない。
- ・ 補助金で購入した防犯カメラであり、今後事業として防犯カメラ整備を一切行わないということであれば譲渡できるが、引き続き事業を行うのであれば譲渡はできない。

2. 協議会所有便器の貸し出しについて

協議会所有便器の貸し出しについて資料の通り説明した。

＜審議事項＞ 栄東まちづくり協議会が所有する便器について、栄東まちづくりの会へ貸し出すことが全員一致で承認された。

（質問、意見）

- ・ 栄東まちづくりの会として実施するということか。
- ・ 個人ではできないという話であり、内容はよいことのため、栄東まちづくりの会としてやっていただいている。

3. 栄東まちづくり協議会における今後の体制 会長・副会長の任期について

会長・副会長の任期について資料の通り説明した。

＜審議事項＞ 会長・副会長の任期について、資料記載の提案内容を各地域団体で情報共有と意見集約をいただき、集約した意見を 12 月 20 日までに事務局へ報告することが全員一致で承認された。

（質問、意見及び回答）

【行政提案前の役員就任の実績の考え方について】

- ・ 体制を大きく変える行政提案で会長・副会長は再任できないという現行の規約に改正した経緯があるため、その前の体制での役員就任の実績は再任に関係しないのではない。行政提案前の体制での就任の実績も含める場合、前の体制で副会長をやっている田端氏が現在副会長に就任している実態と整合性がとれない。
→規約の改正前後の役員就任の実績の考え方については、法制部門にも確認したうえで再任できない運用になることを確認している。なお、現行の規約で副会長に 2 回就任している実態については、前回の改選の際に気付いていなかった事実があり申し訳ないが、今回提案している規約改正によってその問題も解決するため、ご理解いただきたい。

【会長・副会長の再任に係る規約改正の趣旨・経緯等について】

- ・ なぜ今再任を可とする規約の改正が必要となるのか、趣旨が分からない。会長として今の協議会の運営の仕方が物足りなかったり、協議会の運営が自分でないといけないという意見ではないか。
→そういった意見があっても再任についての規約改正を提案するものではない。
- ・ 2022 年度に同じ協議をしており、栄東発展会も他の団体も既に意見を出している。なぜまた同じことを議論するのか。
→経緯について補足説明する。まず行政提案後に体制・運営について定期的に振り返ろうということで、2022 年度の振り返りの際に会長・副会長の再任について栄東女子大小路ビル協会からこの度の提案内容と同じ意見が出されており（2023 年 1 月協議会）、それを 1 月協議会の後に改めて地域 3 団体に改正の賛否について意見集約をしていただいた結果、全ての団体で合意は得られなかったため規約の改正はしなかった。その後、2023 年度の振り返りの中で栄東まちづくりの会から会長・

副会長の任期の見直しについて再度意見が出され、その提案について 2024 年度に入ってから検討することとなり、今回の規約改正の提案について地域団体へ意見集約を依頼しているという経緯である。

- ・協議会の会長は、地域 3 団体の全てを統括し議案についての権限を持っているようなすごく偉い人のような感じがする。私の考えでは、協議会の会長は議長であり、議長である人は 3 団体の意見を公正に吸い取り、円滑に協議会を運営してくというのが議長の役割であり、それだけやってもらえばいい。自分が所属する団体に少しでも予算を取りたい等ということで、調査研究事業では結局は会長 3 名だけで話し合う中で、弱い会長が意見を聞いてもらえないという現象が現実にあった。そのため、会長は任期 2 年で降りていただきたい。

→この度の提案内容でも会長は連続して就任できないため、2 年で改選するものである。

- ・この議論は以前協議して一度結論が出た話であり、それを今一度やる根拠は、もう一度検討してくださいという地域団体からの意見だけである。なぜこれを検討しないといけないかという理由がないと、各地域団体で話し合う時にこういう問題があるからこういう風に解決しようという話ができない。一度結論が出ている話のため、それを再度検討するにはその根拠が重要ではないか。今のまま各地域団体持ち帰らせると、現状の問題点も各地域団体で勝手に作り、それを基に判断しかねないため、慎重に進めた方がいいと思う。

→2022 年度の振り返りで会長・副会長の再任に係る規約改正をしなかった際の状況とは異なる、現在の課題について補足する。

（行政提案以前の課題）

- ・行政提案以前の体制では地域 3 団体で意見が割れた際になかなか調整できなかったという課題があり、その課題を解決するために、地域 3 団体で協議会の会長を順番にやる中でまとめることの大変さを各団体で共有し、自分が所属する団体ではなく、この地域のためにどうすべきかを協議会できちんと議論・決定できるようにしようというのが行政提案の項目の一つであった。各団体での会長の持ち回りは規約に明記はされていないが、そういった共通認識のもとで「再任を妨げない」という規定を「再任はできない」に変更した。

（2022 年度規約改正案提案時と今回提案時における状況変化）

- ・2022 年度の振り返りで提案された（2023 年 1 月協議会）再任できるように規約を改正する案については、地域 3 団体で合意に至らなかったため改定はしなかったが、その際の役員の改選については、規約改正しなくても各団体の会長が協議会の会長・副会長に就任することができた。

- ・しかし、来年 4 月の改選の際には、会長は栄東発展会が就任する順番であるところ、現在の栄東発展会の会長は以前協議会の会長をさせていただいているため、現行の規約のままでは会長に就任できない。

- ・また、副会長についても、現在の栄東まちづくりの会・栄東女子大小路ビル協会の会長は以前又は現在協議会の副会長をさせていただいているため、同じく副会長に就任できない。

- ・つまり、次の 4 月の改選の際には、各団体の会長 3 名全員が協議会の会長・副会

長に就任できない状況であり、それは 2022 年度の規約改正をしなかった際とは異なる課題となっている。それを踏まえたこの度の会長・副会長の再任に係る規約改正の提案である。

- ・そういう問題もあると思う。行政提案の際に決めた、各団体が会長を順番にやるという点は最低限その約束は守ってほしい。次の会長は栄東発展会である。

→今回の規約改正の提案については、意図的に会長を誰にするかといったことは全く考えておらず、会長の権限を集約しようという意図もない。そのため、会長の連続しての就任はしない方がいいと思い、そういった提案内容になっている。また、現在の会長・副会長のよう協議会の運営を数年間経験されて色々分かっている方にも再任の機会があった方がよいのではないかという点も踏まえ、来年 4 月の改選を考えて提案した内容である。

行政として認識している一番の問題は、現在の会長・副会長が来年 4 月に全員役員でなくなった段階で協議会をどう運営していくかということである。行政提案をした際に、基本的には会長は地域 3 団体の持ち回りでやっていくということになっているため、次の会長は栄東発展会の方となる。ただ、現在の規約のままで来年 4 月になった場合は、地域 3 団体がきちんと話し合って協議会の新たな会長・副会長を出していただき、協議会の運営をきちんとやっていただかないといけない。それも含めて議論いただかないと難しいため、規約を改正してもいいのではないかと今回提案したが、もし地域 3 団体が規約を改正しなくてもよいというのであればそれでもいい。4 月に協議会運営をどうしようかとなった際に、どうするかは地域 3 団体の意思決定による。

- ・会長の資格は各団体の会長にしかないのか。

→規約上は委員の互選により選出すると規定されている。

- ・それでは、栄東発展会の会長の協議会会長就任について、例えば辻本会長が来年協議会の会長になれない場合は、栄東発展会の協議会委員である江口氏でもいいということか。

→栄東発展会で話し合って決めてもらえばよい。

→会長の各団体での持ち回りについては、前回の役員改選の際に様々な意見交換をし、2023 年 3 月協議会の議事録にも記録した内容であるが、「規約に明記はないが、2 年前の行政提案の際に地域の共通認識があった通り、会長選出は原則として地域 3 団体の輪番制とし、次期会長は現会長出身団体以外の 2 団体のいずれかから選出し、次々期会長は残りの団体から選出することを基本とする。但し、これにより難しい場合は再度協議することとする」となっており、当時の決定事項を反故にしないというのであれば次の会長は栄東発展会から選出すると認識している。また、協議会の会長に大きな権限があるかという点、ないと思われ、地域の方が一番ご存知だと思うが、逆に様々な調整事項があって大変な役回りである。その実情も踏まえた議論の結果、こういった役割を色々な方にやっていただける形とし、今に至る。

そのうえで、今回の提案の趣旨の一つとして、会長・副会長に一度なった方が協議会或いは地域の方からの意見でもう一度やってほしいという状況になったとしても、現行の規約では再任できないこととなっており、地域の民意が反映できない協議会になっている点もある。会長は大変な役回りであることも踏まえ、連続しての

就任は今まで通り不可だとしても、会長を補佐する立場である副会長も再任できない体制であると、協議会が維持できなくなることもあり得るため、せめてそういった部分を改善することができるようにこの度の改正の提案内容となった。行政提案をした行政として、地域の判断として最終的にベストな方を選んでいただけるような環境整備をするのが責務ではないかと考え、これが今回ご提案させていただいた内容となった趣旨である。地域で議論していただく際には、こういった提案の趣旨を共有していただき、検討いただきたい。

→連続して会長ができないという点については、行政提案をした当時に色々な人に会長をやっていただく運営をしていくことが理想の協議会の運営ではないかと説明したと思われる。そして現在に至り、現在の会長・副会長が来年4月に役員に就任できない体制となると協議会の運営も厳しくなるのではないかと考え、予算が少なくなる中で頑張って議論していただいている今の協議会の雰囲気や情勢を維持して更によくするためにも、今回提案した改正が必要になるのではないかという趣旨である。もし地域3団体が現在の会長・副会長が4月に役員に就任できない体制でもよいという意見になれば、また違う議論になると思う。

- ・会長というのは非常に大事な職務で、地域3団体で順番にやっていくというのが理想だと思っているが、それ以前に、今の協議会には行政提案の新体制がまだ定着していないと思う。
- ・会長・副会長を次のメンバーと交代していく、そういう冒険が本当はあるべきだと思う。それぞれの団体でそういう努力をしないと発展しない。例えば4月に栄東発展会の会長を辞職し新しい人を出してもらうという風に、現行の規約で継続していけるように努力をする。代わりがないから規約を改正するのではなく、いないのであれば何とか出す努力をすることが必要かと思う。それが活性化ではないか。
- ・この問題は、前回新制度に変わった背景にある一番の原因だ。本来であればそこで何が悪かったかを総括しなければいけなかったが、総括なしに新制度に入ってしまったため、まだ前の制度のままで突っ走っている人がたくさんいる。それが一番の問題だと思う。制度自体に問題があるなら制度を見直した方が早いのではないか。
- ・会長・副会長をやれる、やりたい、やってもいい、やらざるを得ないからやるという人が限られていて、そういう方が今の規約だと最長4年間しかできない。この協議会に関わる4年間というのは結構短く、その人の経験値や人とのつながり等をもったいない形にしているとも思うため、そういった観点からも議論した方がいいと思う。前回の議論では、栄東発展会ではそういった観点は一切なく、急に体制を変えようとしていることへの反動が強かったと思う。今回のこのタイミングでの提案は、検討する時間がまだあると思い、各団体へ持ち帰って皆で話し、○か×かではなく妥協案といったところも検討したい。

→行政としては、基本的には改正しないと継続性も含めて大変ではないかという思いのものであり、先ほど言及があった副会長の件は厳密に現行の規約の解釈で判断すると駄目であったという話になっており、提案した内容に改正することによってその懸念事項も解消されることもあり、この改正をお願いしたいというのが正直なところである。

- ・協議会の会長は地域3団体から選出するという共通認識であれば、ミニポートピア栄

設置町内会から選任された委員は会長に就任しないという認識でよい。

→委員の互選により選出する規約であるが、会長・副会長は地域 3 団体から選出されるという共通認識が基本であると思われる。

→会長は地域 3 団体で輪番制にするということを規約に明記した方がよいのではないかとこの提案は 2022 年度にもあったが、議論の結果、規約には明記しないが、議事録に残し、皆で共通認識を持つという形に落ち着いた。共通認識について改めて協議会で議論した方がよいのであれば、議論のうえ変えることもできる。規約上は明記されてないため、共通認識を変更するのであれば、地域 3 団体から選出する点も変更される。

【地域団体での意見集約について】

- ・各団体で何を意見集約すればいいのか。今回の提案に対してどう思うかということを経験して次の協議会にそれぞれが持ち寄って決めるという流れか。各団体に持ち帰って話をする毎回は揉める。この案でいいか悪いかを今 13 名で手をあげて決めるのはどうか。
- ・協議会の場合だけで決めると、勝手に決めたと思われる。色々な意見があるため、各団体で話し合う機会を設け皆さんの意見を聞いた方がよい。
 - 各団体内での説明が大変だということであれば、行政からこの内容で規約を改正したくお願いしたいがどうかという形で確認していただいてもよい。
- ・各団体で意見集約した結果、もしそれぞれの団体の意見が違った場合、どうまとめるつもりか。
- ・前回の議論の際は一団体でも反対があれば規約を改正しないということだった。
 - 基本的には今も地域 3 団体の合意でやってもらってると考えている。
 - 各団体で検討・意見集約に時間がかかるかもしれないが、最終的には年度内に決まればよい。2 年前の話を蒸し返したいわけではなく、先ほど説明した趣旨で行政側から提案があったことを説明いただきたい。
- ・事務局よりスケジュールについて補足説明する。報告期限を 12 月 20 日としているのは、各団体での検討に時間がかかることを承知しつつ、各団体で意見が違った際に年度内に結論を出さなければいけないことを踏まえ、11 月と 12 月の計 2 回、各団体の役員会・定例会で議論の場が持てるように設定した。意見集約が 2 月や 3 月になると年度内に調整し切れない可能性があるため、まずは各団体で 12 月 20 日を目指して議論いただきたい。

■報告事項

1. 防災事業 防災訓練の実施について

防災訓練の実施について資料の通り報告した。

（質問、意見）なし

■その他

1. 次回協議会の日程について

次回協議会は 12 月 5 日（木）18:00 より栄東まちづくり協議会会議室にて開催する。

2. 池田公園トイレの便器破損の被害について

池田公園トイレの男子個室の便器が壊される被害が 11 月 4 日～5 日の間に発生し、現在は個室を封鎖し使用禁止となっていることと、壊された部品が調達出来次第復旧予定であることを報告した。犯人については警察に被害届を出しているが、もし地域で噂等情報があれば提供いただきたい。（中土木事務所）

以上